

論文題目： 表記の習慣のなかった言語による読み書きの研究

—ベトナムの少数民族ムオン人の祈禱モの文字化をめぐる—

大泉さやか

本論は、表記の習慣のなかった言語¹、いわゆる「無文字言語」による読み書きは、いかなる条件の下で必要とされるのかという関心に基づき、ベトナムの少数民族ムオン人のムオン語による読み書きが、一部の目的に限って行われるようになった理由とそこに至る過程を、祈禱モの読み書きを主要な対象として考察した。

特に 1960 年代以降、ユネスコが「母語」による識字を提唱したことや 1990 年代に少数民族派言語や危機言語への関心が高まったことにより、表記の習慣のなかった言語に表記法を整備し、読み書きを行うことの必要性が議論される機会は増えた。しかし、先行研究では、表記の習慣のなかった「母語」で読み書きすることを当該言語の話者自身が望まない場合もあることが指摘されている。ヨーロッパでは「自分たちの言語を使う権利」を求める言語運動を発展させ、少数民族派言語を書記言語として整備してきた歴史がある。他方でヨーロッパ以外のアフリカやアジアにおいては、表記の習慣のなかった言語、言い換えれば読み書きの伝統のなかった「母語」では、読み書きすべきものがない、あるいは少数民族派言語であることが多いその「母語」による読み書きに「実用性」がなく、話者が関心を示さないことがあるとされる。表記の習慣のなかった少数民族派言語による読み書きの「実用性」のなさについては、すでに先行研究で議論されているように、多数派言語による読み書きに比べて、知識や技術の獲得、社会的上昇につながらないという言語の地位や機能に起因する問題をまず考える必要がある。しかし本論でさらに注目したのは、知識や技術の獲得、社会的上昇と直接的に関わる行政や教育の領域だけでなく、コミュニティや個人レベルでのよりローカルな目的からも表記の習慣のなかった言語による読み書きは必要とされないのかという点である。

本論で考察の対象としたのは、表記の習慣のなかった少数民族派言語の話者の一部が、多数派言語の表記に使用される文字体系を利用し、よりローカルな目的に限定して、自ら自言語による読み書きを始めた事例である。社会主義政権下、ムオン語に対する正書法の整備は行われなかった一方で、ベトナム語による識字教育がムオン人居住地域でも進められた。ベトナム語による読み書きを知ったムオン人の中に、ベトナム語のローマ字を使ってムオン語を表記し、祈禱モや歌謡の読み書きを試みる人が現れた。この事例では、「自分たちの言語を使う権利」を訴える、自民族の地位向上の一環として自言語による読み書きを求めるなどの

明らかな言語運動や政治運動は見られない。また、ムオン語は少数派言語ではあるものの、話者数が極めて少ない、いわゆる「消滅の危機に瀕した言語」ではなく、言語そのものの保存や復興のために読み書きの必要性が主張されることもない。ではなぜムオン語による読み書きは必要とされたのか。本論では、この一部のムオン人がムオン語による読み書きを始めた理由の説明の枠組みを検討することが、リテラシー研究の方法論への貢献にもなると捉えた。

ウォルター・オングやジャック・グディをはじめとする本論でいう古典的なリテラシー研究では、人間による文字の使用が、思考や表現の様式、さらには社会の変化をもたらすとの見方がなされ、「声の文化から文字の文化への移行」が人間の歴史上の「発展」の過程として見なされる傾向があった。この観点に従えば、ベトナム語を通して読み書きを知ったムオン人が、口頭で伝承されてきたものを自言語で書き始めることも、「声の文化から文字の文化への移行」の結果である、あるいは読み書きを知ったムオン人は読み書きに頼らざるを得なくなったと論じることができるかもしれない。しかし、表記の習慣のなかった言語に対する表記法の整備やそれによる識字教育の是非を論じる先行研究の中には、表記の習慣のなかった言語の話者が、多数派言語による読み書きに親しむ一方で、自言語の口頭伝承を自言語で書く必要性さえも感じていない場合があることが報告されている。つまり、表記の習慣のなかった言語の話者が、他言語による読み書きができて、それが自言語にも必要なものであると考えているとは限らない。ここから、ムオン人がベトナム語を通して読み書きを知り、一部がその読み書きを「便利な技術」として自言語にも応用したという読み書きの機能論による説明が不十分であることがわかる。そして、読み書きという技術が果たす機能、人間と社会への影響を論じた古典的なリテラシー研究の枠組みでは、本論の課題を解決できないことが明らかになる。

そこで本論で注目したのは、古典的リテラシー研究への批判を掲げて始まった「新リテラシー研究 (New Literacy Studies)」である。「新リテラシー研究」は、古典的リテラシー研究における、リテラシーが人間や社会を変えるとするリテラシーの「自律性」を前提とした語り方を批判し、リテラシーが社会制度に規定されるものであるとして、リテラシーの「イデオロギー性」を強調する。しかし、既存の「新リテラシー研究」には、次の2つの視点が欠けており、本論ではそれらを補った研究を提案した。第1に、使用言語の違いに対する視点である。多言語状況を研究対象とする場合に、なぜその言語で読み書きする必要があるのか、読み書きの使用言語に配慮した研究が必要である。第2に、「声から文字へ」という情報伝達手段の変化に対する視点である。口頭での情報伝達や知識継承が行われていたところへ

読み書きが取り入れられる「声から文字へ」の推移について、「新リテラシー研究」では看過される傾向があった。「声の文化から文字の文化への移行」を自明視することは問題である一方、「声から文字への移行」という情報伝達手段の変化がなぜ起こったかを社会的文脈から考察することは可能である。本論ではムオン語による読み書きへの需要が高まった社会的要因の考察することで、「声から文字へ」の推移を「新リテラシー研究」が提唱する「イデオロギー」モデルに沿う形で説明することが可能になることを主張した。

本論では、ベトナム北部ホアビン省タンラク県、キムボイ県、ラクソン県のムオン人居住村3行政村における合計11ヶ月弱の現地調査の成果と文献資料の両方に基づき論じた。文献資料については、中央（全国）レベル、省レベル、一部県レベルの政策文書や統計、共産党史のほか、第3章については民間文学（として）の収集と出版に関連して行われた会議の報告書やモを収録した出版物、学術雑誌に掲載された論文等を用いている。

本論の目次は以下の通りである。

目次

序章

1 はじめに

1.1 問題の所在

1.2 用語

2 先行研究の検討

2.1 リテラシー研究

2.1.1 リテラシーを捉える視点

2.1.2 「ローカル・リテラシー」とその他の用語

2.1.3 多言語状況の中のリテラシーに関する研究

2.1.4 よりローカルな読み書きが行われるようになる過程に関する研究の不足

2.1.5 表記の習慣のなかった「母語」による読み書きは必要とされるのか

2.1.6 表記の習慣のなかった言語の話者自身による自言語表記の試み

2.2 ベトナムの社会主義政権下における文化変容

2.2.1 儀礼への指導と儀礼の変化

2.2.2 社会主義政権下における民間文学の収集と出版、研究

3 研究方法

3.1 研究対象

- 3.1.1 ムオン人の概要
- 3.1.2 ムオン人のモに関する先行研究
- 3.2 資料・調査
 - 3.2.1 依拠した資料・調査の概要
 - 3.2.2 調査地
- 4 本論の構成
- 注

第1章 ムオン人への「識字」の普及と読み書きの実践

- 1 ムオン語とベトナム語
 - 1.1 両言語の差異
 - 1.2 「異なる言語」と認識されているか
 - 1.3 ムオン語とベトナム語の「近さ」の位置づけ
- 2 社会主義政権下における少数民族語に対する正書法制定とムオン語
 - 2.1 正書法制定の基準
 - 2.2 言語学者によるムオン語表記法に関する議論
- 3 ムオン人居住地域における識字の普及—ホアビン省を中心に—
 - 3.1 はじめに
 - 3.2 識字運動の開始
 - 3.3 1954年以後の識字運動
 - 3.4 ホアビン省における早期の「識字」普及達成
- 4 言語使用と読み書きの実例
 - 4.1 概観
 - 4.2 行政村レベル以上の行政に関わる場面
 - 4.3 ソムレベルの行政に関わる読み書き
 - 4.4 学校教育と関わる読み書き
 - 4.5 メディアに関連した読み書き
 - 4.6 (行政と関わらない) コミュニティ内での読み書き
 - 4.6.1 市場や取引
 - 4.6.2 親族や近所との付き合い
 - 4.7 個人的な読み書き

4.8 なぜもとムオン語歌謡以外ではムオン語で読み書きしないのか

4.9 歌謡の読み書き

5 小結

注

第2章 社会主義政権下におけるモへの規制とモの「復活」

1 はじめに

1.1 本章の課題

1.2 モを唱える儀礼

2 モへの規制—葬送儀礼の変化を中心に—

2.1 社会主義政権下に入る前のムオン人の葬送儀礼

2.2 葬送儀礼に対する指導

2.2.1 指導の始まり

2.2.2 「新しい生活様式規約」

2.2.3 214号指示

2.2.4 指導による葬送儀礼の変化

2.2.5 葬送儀礼の行い方に関する規制緩和

2.2.6 ムオン人居住村の「新郷約」の1例

3 ムオン人の葬送儀礼の現在

3.1 葬送儀礼委員会の構成と葬送儀礼の運営

3.2 葬送儀礼の進行

3.3 現在の葬送儀礼でのモ

4 モの「復活」—P行政村における開夏祭を事例に—

5 小結

注

第3章 祈祷師によるモの伝承とムオン語による読み書き

1 祈祷師は皆モを書くようになったか—3行政村の比較から—

2 P行政村の祈祷師はなぜモを読み書きするようになったのか

2.1 祈祷師になるために必要な資格と師弟関係

2.2 P行政村におけるモの学習方法の変化

- 2.2.1 かつてのモの学習方法とその断絶
- 2.2.2 モの学習の復活
- 2.2.3 P 行政村における現在のモの学習方法
- 2.2.4 モの書き取りとノートの継承—X 氏と Q 氏の事例を中心に—
 - 2.2.4.1 X 氏から Q 氏への教示
 - 2.2.4.2 モを書き取ったノートの継承
- 2.2.5 録音機器の普及とモの伝承
- 2.2.6 モの「次世代への継承」に向けた記録
 - 2.2.6.1 M 氏によるモの収集
 - 2.2.6.2 M 氏のムオン語表記
 - 2.2.6.2.1 表記の例
 - 2.2.6.2.2 他者の表記をいかに解読するか

3 他行政村との比較

- 3.1 V 行政村の祈祷師
 - 3.1.1 モを書かない祈祷師
 - 3.1.2 カンを読む
- 3.2 T 行政村の祈祷師

4 小結

注

第4章 社会主義政権下でのモの収集とムオン語による出版

- 1 はじめに
- 2 『大地の誕生，水の誕生』の出版
 - 2.1 モの収集と『大地の…』出版の政策的意義
 - 2.1.1 モの収集・出版の背景
 - 2.1.2 出版に至る過程
 - 2.1.3 モの排除と出版
 - 2.2 詩人ヴオン・アインとモ
 - 2.2.1 モをムオン語により書いた端緒
 - 2.2.2 詩としてのモ
 - 2.3. 『大地の…』ムオン語版におけるムオン語表記

- 2.4 ホアビン省における収集と出版
 - 2.4.1 初期の収集
 - 2.4.2 収集の拡大
- 3 ドイモイ以降のモとしての出版
 - 3.1 「民族文化」再評価と民間文学の収集・出版
 - 3.2 1990年代におけるモの出版の活発化
 - 3.3 モの保存と収集の個人化
 - 3.3.1 「ベトナム各民族の民間文化・文芸資産の出版と広報」計画による出版
 - 3.3.2 出版を目指すCK氏の事例
 - 3.3.3 近年の出版物におけるムオン語表記

4 小結

注

終章

- 1 表記の習慣のなかった少数派言語による読み書きは必要とされるか
 - 1.1 ムオン語による読み書きは必要とされるか
 - 1.2 どのような「読み書き」を想定するか
 - 1.3 ムオン語による読み書きの需要がなぜ高まったか
 - 1.3.1 はじめに
 - 1.3.2 宗教的実践の維持・継続の危機とムオン語による読み書きの需要
 - 1.3.3 ムオン語による出版をめぐって
 - 1.3.4 読み書きの需要が生じた要因に関する考察のまとめ

2 ムオン語による読み書きの展望

3 残された課題

注

資料

参考文献

あとがき

各章の内容は以下の通りである。

序論では先行研究のレビューを通じ、これまでに述べた問題意識を示した。

第1章「ムオン人への「識字」の普及と読み書きの実践」の中心は、ホアビン省タンラク県 P 行政村を事例として、なぜムオン語による読み書きがもとムオン語歌謡に限って必要とされるのかを考察することであった。

まず、その前段階として、ムオン語とベトナム語の言語的差異を確認した後、社会主義政権下の少数民族語への正書法制定政策においてムオン語がいかに扱われたのかを検討した。その結果、ムオン語とベトナム語の「近さ」からムオン人はベトナム語で読み書きすればよいと考えられ、ムオン語が正書法制定の対象とはならなかったこと、言語学者の中には行政や教育とは異なるよりローカルな目的でムオン語を読み書きするために表記法が必要であるとする者がいたものの、何を書くのかどのように普及するのかなど具体的な方策が詰められておらず、実用化には至っていないことが明らかになった。これらの考察の後、ホアビン省の場合を中心に、ムオン人へのベトナム語による識字の普及の展開を跡付け、ホアビン省では1960年代という早期に「非識字一掃」を達成しており、ムオン人への読み書きの普及が順調に進んだことを示した。

その後、ホアビン省タンラク県 P 行政村での観察や聞き取りを中心に、ムオン人の読み書きの実践を具体的に記述した。この結果明らかになったことは、ムオン人の生活の中では、取引の帳簿や儀礼の招待状などよりローカルな目的のために読み書きを行う需要はあるものの、そのほとんどはベトナム語による読み書きによって充足できることである。帳簿や招待状、封筒などの読み書きは、1語から数語の短いテキスト、定型句が中心であり、そこにわざわざムオン語で読み書きする必然性は感じられていないと見られる。また、場合によってベトナム語の文書を逐次的にムオン語に訳して読み上げる方法が取られていることも、ムオン語で読み書きする需要を減じている。それに対して、モやムオン語歌謡については、再現性を重視することから、ベトナム語で書いてムオン語に訳す方法を取ることができず、またムオン語で唱えたり歌ったりしなければ目的を達することができないことからムオン語で読み書きが行われていることが考えられる。

第2章「社会主義政権下におけるモの規制とモの「復活」」では、一部のムオン人がモの読み書きを開始した背景の1つである、社会主義政権下におけるモへの規制の展開と儀礼の変容を、葬送儀礼に焦点を当てて検討した。

通説ではムオン人首領の葬送儀礼は12夜から13夜に及ぶこともあったとされる。ムオン人居住地域において、「迷信・異端」とされたモへの取り締まりと葬送儀礼の簡素化の指導が本格化したのは、1954年のジュネーブ協定以降であり、特に北爆開始後の1960年代半

ばからは戦時期への対応としてさらに厳しい取り締まりが行われた。本論では 1970 年代初めに作成されたホアビン省の「新生活様式規約」の模範例を分析した結果、モの廃絶とともに 24 時間以内の遺体埋葬が義務付けられ、何夜にも渡って葬送儀礼を執り行うことが物理的に不可能であったことが明らかになった。

ドイモイ路線の採択後「民族文化」再評価の流れを受け、1990 年代には徐々に規制が緩和され、葬送儀礼におけるモの暗誦も復活したものの、2000 年代でも全国的には死後 48 時間以内の遺体埋葬が規定され、これが間接的に葬送儀礼の長さへの制限となっている。また筆者がホアビン省キムボイ県 V 行政村での調査中に収集した 2000 年代策定の「新郷約」、つまり近年に作成された村の掟では、24 時間以内の埋葬が求められており、地域によってはさらに厳しい制限を設けている場合もあることがわかった。

これらの政策面での考察の後、ホアビン省タンラク県 P 行政村における葬送儀礼の観察と祈祷師への聞き取りから、現在 P 行政村では 2 夜の葬送儀礼しか行われておらず、唱えられるモの内容も限定されているため、規制前に唱えられていたモに関する知識は、規制後にモを学んだ祈祷師には十分に継承されていないことを示した。第 2 章最後では、P 行政村において旧正月明けに行政主催で行われる「開夏祭」の観察から、現在では行政の側もモや祈祷師を「ムオン文化」の象徴として利用しており、モへの再評価が進んでいることを明らかにした。

第 3 章「祈祷師によるモの伝承とムオン語による読み書き」では、ホアビン省タンラク県 P 行政村の事例を中心に取り上げ、一部の在地の祈祷師がローマ字によりムオン語を表記しモの読み書きを始めた過程を考察した。そしてモの読み書きが行われた理由は、社会主義政権下でモへの規制が行われたこと、P 行政村における祈祷師の師弟関係のあり方に求められることを明らかにした。つまり、単に祈祷師がベトナム語の読み書きを知ったからではなく、それらの社会条件に規定されて祈祷師がムオン語による読み書きを始めたことを論じた。

P 行政村の周辺では、社会主義政権下に入る前まで「祈祷師の家系」の子弟を中心に幼少期から師匠に師事し、口頭でモを学ぶ方法が取られていた。しかし、その次の世代ではモへの取り締まりを受けて幼少期からの祈祷師養成が途絶え、ベトナム戦争終結後にモの学習が復活した時には、「祈祷師の家系」の子弟はすでに 20 歳を過ぎていた。加えて、1970 年代後半以降「祈祷師の家系」に属さない男性の中にも 20 代、30 代でモを学び始める者が現れた。こうしてモの学習開始年齢が上昇したために、学習開始時期が読み書きに習熟して以降になるとともに、学習時間の短縮のためにモを読み書きして覚える必要性を一部の祈祷師たちに感じさせることになったと考えられる。またモの取り締まりが続いていた時代に

は、師匠宅を訪れる機会、葬送儀礼でモが唱えられるのを聞く機会が減少し、モを書き取ったノートを読んで復習することが記憶の定着のために重要な意味を持っていた。なお、祈祷師らがモの読み書きをしたのは、当初はあくまで個人の学習に供するためであり、ノートを書いた祈祷師が師匠として弟子に教える場合でも、そのノートを見せることはしません。モに関する知識の伝達自体は口頭で行われており、弟子はさらに自分のために新たなノートにモを書いている。

その後 2000 年代に入り、規制前のモを知る祈祷師が高齢化する中、「伝統的な」モの継承が途絶えることに対する危機が、一部の祈祷師に認識された。ここから P 行政村周辺では、次世代へのモの継承を目指して、高齢の祈祷師からモを聞き取りノートに記録する祈祷師が出た。この祈祷師の場合にも、モが取り締まられた時代を経て、さらにモに対する再評価が行われたという時代背景が、ムオン語により書くことを必要とさせていると言える。

第 3 章の最後では、P 行政村の祈祷師らによるモの学習方法をホアビン省キムボイ県 V 行政村、同省ラクソン県 T 行政村の祈祷師らの場合と比較した。その結果、V 行政村で祈祷師がモを読み書きしないのは、モが存命の人間を超越した存在から「授けられる」ものとして捉えられ「口頭で伝承されている」ことが祈祷師の権威づけに利用されていることが理由として挙げられる。また T 行政村で読み書きすることなくモを学んだ若い祈祷師がいるのは、同行政村では P 行政村と異なり「祈祷師の家系」の父子間でモに関する知識の継承が行われるため、「祈祷師の家系」の子弟へのモの継承の必要性がより強く意識され幼少期からモを学ばせる方法が継続したとともに、師弟の物理的距離が近いことがモを書く必要性を生じさせなかったためであると考えることができる。言い換えれば、P 行政村においてモを読み書きする祈祷師が多いのには、祈祷師が師弟関係に基づきモを学ぶ過程が人々により認識されており、モの学習に読み書きを取り入れることを阻害するような語り方がなされていないこと、加えて父以外を師匠としてモを学び、「祈祷師の家系」外の男性もモを学ぶことができる環境にあることが影響している。つまり、P 行政村における祈祷師の師弟関係のあり方は、P 行政村においてムオン語による読み書きが必要とされる第 2 の社会的背景として位置づけることができる。

第 4 章「社会主義政権下でのモの収集とムオン語による出版」では、視点をムオン人の居住地域全体に広げた。社会主義政権下で行われたモの収集とそのムオン語版の出版を取り上げ、収集に携わっていた個人がいかにかにムオン語で読み書きしていたのか、そしてモをムオン語で書き、ムオン語で読むものとする必要性はどこから生じたのかを考察した。

まず 1970 年代半ばにムオン人のモの一部が『大地の誕生、水の誕生』というタイトルで

相次いで出版されるまでの時期について検討した。ベトナム北部タインホア省では、1976年に『大地の誕生、水の誕生』がムオン語でも出版された。これは編者らが自らローマ字でムオン語を表記し書いたものである。当時、「民族性」「大衆性」を有するものとして口頭伝承の収集と出版が政策的に推進され、特にベトナムに居住する諸民族が同じ卵から生まれたと語られるムオン人のモ・トレウは、ベトナムにおける諸民族の団結を強化する言説の材料となり得るものとして注目された。

この出版の経緯を追う上では、編集において中心的役割を果たしたムオン人、ヴオン・アイン（1944～）の個人史に注目すべきである。ヴオン・アインは「小学校3年生」、つまり10歳、1954年前後から、モを学ぶ父親のために、ムオン語をローマ字で表記し書き取った。ここでムオン語による読み書きの需要が生じた理由として、父親が30歳前後という年齢でモを突然学び始めたこと、モの「全て」を知る祈祷師は1人しか残っておらずそれを記録する必要があったことが可能性として考えられる。このように見ると、ヴオン・アインが最初にムオン語による読み書きを始めたことも、モの伝承状況という社会的文脈と父親による個人的意味付けを考慮する必要がある。ヴオン・アインは文学、特に詩に対して興味を持っており、若くしてモの「テキスト」を手に入れた彼は、モをムオン人の文学、詩として捉えてベトナム語訳し、学友らに紹介することを試みた。その後、ヴオン・アインはタインホア省におけるモの政策的収集に携わってゆくが、そこでのモの収集は、彼にとって文学的営みの延長線上に位置づけることができるだろう。そしてヴオン・アインをはじめとする編者は、『大地の誕生、水の誕生』ムオン語版が、ムオン人が自言語で読む文学となることを望んでいた。ムオン語で書き出版する必要性は、こうした編者らによる意味付けとともに、当時モを儀礼で唱えることが規制され、書かれた文学としてしか残すことができなかつた社会的背景のもとで生じていた。

同じく1970年代半ばまでにはホアビン省においてもモの収集が行われており、この時点でムオン語版の出版は行われなかつたものの、収集活動の中ではムオン語がローマ字で表記されて書かれていた。ドイモイ路線採択後、1990年代に入ると「民族文化」再評価を受けてモの出版が活発化し、ほとんどの出版物にムオン語版も収録されるようになりました。ただしこれらについては、政策的要請への応答という側面がより強く、編者の個人的意味づけは前面に表れてはこない。

2000年代に入ると、省幹部ではない有志のムオン人によるモの収集と出版も行われるようになった。この時期、第3章でも見たように「伝統的な」モを知る祈祷師の高齢化により多くのモの継承が絶たれることが危惧されるようになった。そこでモの次世代への継承を

意識して、地元のを収集し、地元のムオン人に向けて本を書く者が現れた。ここでも、モが規制された時代を経て多くのモの継承が途絶えつつあるという時代的背景が、一部のムオン人にムオン語で書くことを必要とさせている。他方で実際にはその流通経路から出版物が地元のムオン人の手に渡ることはほぼないと見られる。

終章では本論の考察のまとめを行い、「なぜその言語で読み書きする必要があるのか」という視点、「声から文字への移行」という視点を持った「イデオロギー」モデルに基づくリテラシー研究の枠組みをもとに、ムオン語による読み書きがなぜ必要とされるのか、されないのか、ムオン語による読み書きの需要がどのように生じたのかを検討した。

第1章での考察を中心にしたまとめでは、P行政村では、宗教的実践の維持・継続や自文化の次世代への継承のためにしかムオン語による読み書きの需要が生じていないことを論じた。行政や教育とは異なるよりローカルな目的のために、表記の習慣のなかった少数派言語による読み書きが必要となる可能性については、「多言語主義」「言語権」などの視点による多言語社会の研究では十分に考慮されてこなかった。それと同時に、「新リテラシー研究」においては、よりローカルな目的による読み書きの中に、多数派言語による読み書きで事足りるものと、どうしても少数派言語である自言語による読み書きが必要とされるものがあることは論じられてこなかった。P行政村でムオン語による読み書きを始めた一部のムオン人の場合、「テキスト」の長さや逐語的な正確さを求められる内容、そして宗教的実践の中で祖先や祭祀の対象に伝える、あるいは「ムオン文化」として伝承するために必ずムオン語であることが必要とされる内容であったからこそ、ムオン語による読み書きが必要とされた。使用言語の違いに配慮したりリテラシー研究を行うには、第1章で行ったような「なぜ自言語で書く必要があるのか（ないのか）」をテキストの中身から考察することや、どのような社会的背景がいずれの言語の需要を生じさせるか、高めるかという視点から考察することが有効であると考えられる。

第3章と第4章の一部を基にした考察では、社会主義政権下でのモに対する規制が、口頭による知識継承だけでは宗教的実践を維持・継続できないという危機感を生じさせ、それが自言語による読み書きの需要につながったことが明らかになった。さらに読み書きが行われるかが、地域ごとに異なる師弟関係、つまりもともとの知識継承のシステムの違いにも規定されていることを指摘できる。自言語であるか否かを問わず、読み書きの需要が生じる過程を考察するに当たっては、先行研究で指摘されていた読み書きを前提とする活動や組織の移入、発展だけでなく、既存の「声」がいかなる状況に置かれているかを見ることも重要である。第4章の一部で論じたヴオン・アインの事例でも、彼が最初に父親のためにモを

書いた段階については、社会主義政権下でモの継承が滞り始めた時期にその読み書きが行われた点で、第3章に基づく考察と同様に、モを取り巻く社会状況の変化が読み書きの需要を生じさせたと言える。モのムオン語版の出版については、民間文学収集と出版の政策的推進や、ヴォン・アインの生い立ちをさらに勘案する必要がある。この点からも、モが読み書きの対象となった理由は、ムオン人にベトナム語の読み書きが普及したことのみでは説明できず、社会的背景と個人的文脈から考えるべきである。

本論で行ったように読み書きの需要がいかんして生まれ、実践されるようになったのかを考察することは、「読み書きを知ると読み書きに頼らざるを得なくなる」「読み書きの普及により文字文化が成立する」という類のリテラシーの「自律的」モデルに基づく説明で済ませることを回避できる。そしてリテラシーは社会制度に依存するという「イデオロギー」モデルに沿って「声から文字への移行」を説明することを可能にする。

ⁱ 本論では、塩原朝子・児玉茂昭編[2006]『表記の習慣のない言語の表記』（東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）に習い、正書法や普及した表記法がない「無文字言語」「文字のない言語」を「表記の習慣のない言語」と呼ぶ。